

地縁による団体の認可(自治組織の法人化)

地縁による団体の認可(自治組織の法人化)

1 認可地縁団体制度について

町内会等(以下、「地縁団体」という。)は「権利能力なき社団」と位置付けられ、法人格を取得することができなかったことから、契約や不動産登記の主体になることができませんでした。

そのため、地縁団体が集会施設等の不動産を取得した際には、会員の個人の名義や役員の名義で不動産登記をすることとなり、名義人の死亡による相続の問題や、当該名義人の債権者による不動産の差し押さえ等の財産上の問題が生じるがありました。

上記のような問題を解消するため、平成3(1991)年に地方自治法第260条の2が改正され、一定の要件に該当すれば、手続きを経て、地縁団体が法人格を取得できるようになりました。

2 認可を受けるための要件

(1)「地縁による団体」とは

法人格が与えられる対象となる「地縁による団体」とは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」であり、区域に住所を有することのみを構成員の資格としているものです。区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる自治会等は、原則として「地縁による団体」にあたります。これに対し、構成員の年齢に制限がある子ども会や老人会、性別により制限がある婦人会、団体の活動目的が特定されているスポーツクラブなどは「地縁による団体」には該当とはなりません。

(2)地縁による団体の認可

地縁による団体が法人格を得るためには、町長の認可が必要です。この認可の目的は、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため」となっており、不動産などを保有する目的がない団体は認可の対象にはなりません(認可申請後に不動産等を確実に保有すると見込める団体については認可の対象

となります。)

なお、不動産等に関する権利等とは次のとおりです。

土地及び建物に関する権利

立木の所有権、抵当権

登録を要する金融資産(国債、地方債、社債)

その他地域的な共同活動に資する資産であって、登録を要する資産

(3) 手続きできる人

※認可を受けるためには、以下の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

ア 良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること

イ 地縁団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること

ウ 区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員であること

エ 所定の要件を満たした規約を定めていること

(4) 手続き方法

地縁による団体の認可申請は、自治会等の自主的な判断によって行われることとなっています。まずは、認可申請することについて、地域の皆さんでよく話し合ってください(認可を受けるには、自治会等の現行の規約に基づいて召集された総会で認可を申請する旨を決議する必要があります)。

自治会等の中で認可申請の意思決定が行われましたら、詳しい手続きについて「お問合せ先」の総務管理課総務係までご相談ください。

(5) 認可後の手続きなど

認可を受けた地縁による団体は、告示された事項(代表者の氏名及び住所、事務所所在地、区域など)や規約を変更した場合は、所定の手続きが必要です。手続きの詳細については「お問合せ先」の総務管理課総務係までお問合せください。

3 認可地縁団体制度の見直しについて(地方自治法の改正について)

(1) 表決権の行使の電子化→令和3年9月1日施行

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面

による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるものとされました。今後規約の見直しを行い、「電磁的方法も可」と規定すれば、メール等で表決することも可能となります。

(2) 認可を受けるための要件の見直し→令和3年11月26日施行

不動産等の保有の予定有無に関わらず、認可を受けることができるように変更になります。

見直し後	見直し前
<u>ア</u> <削除>	ア 現に不動産を保有しているか、或いは近い将来に保有することが確実であること。
<u>イ</u> 良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。	イ 良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
<u>ウ</u> 地縁団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。	ウ 地縁団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
<u>エ</u> 区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員であること。	エ 区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員であること。
<u>オ</u> 所定の要件を満たした規約を定めていること。	オ 所定の要件を満たした規約を定めていること。

4 認可申請にかかる相談等について

認可申請にかかる事前相談等については、総務管理課総務係までご連絡下さい。